

24清施管第1641号
平成25年1月29日

継続持込事業者 各位

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太郎
(公印省略)

廃棄物処理手数料の改定について（通知）

平素から清掃工場等の安全・安定な運営にご協力賜わりありがとうございます。
さて、東京二十三区清掃一部事務組合では、受益者負担の適正化を図るため事業系一般廃棄物の処理手数料を下記のとおり改定いたします。
今後も、引き続き効率的な清掃工場等の運営を目指し、処理経費の削減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 改定時期 | 平成25年10月1日
(10月搬入分から適用) |
| 2 改定額 | <u>改定料金</u> 15.5円/kg
(現行料金 14.5円/kg) |

※裏面に東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
第九条関係別表を掲載してあります。

<問合せ先>

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館13階
電 話 03(6238)0829
FAX 03(6238)0740

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例別表（第九条関係）

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一 事業系一般廃棄物（し尿を除く。） 又は一般廃棄物とあわせて処理する 産業廃棄物を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十五円五十銭
二 中小企業者等の産業廃棄物を処理 施設に搬入した者	一キログラムにつき 十五円五十銭
三（略）	（略）
四（略）	（略）
五 転居廃棄物（粗大ごみの形状の ものに限る。）を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十五円五十銭